

令和 年度介護保険実地指導自主点検表 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

法人名					
事業所番号					
事業所名					
管理者	職名		氏名		印
点検実施者	職名		氏名		印
点検日 <前回点検日>	<	年	月	日	>

介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が重要です。そこで京田辺市では、介護保険サービス提供事業者用に、法令、関係通知を基にした自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自ら点検が出来るようにすると共に、また、これを京田辺市が行う事業所の実地指導にも活用することで自主点検と実地指導との確認事項、基準等を同一のものとなるようにしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、必要となる関係書類とともに、京田辺市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を☑してください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

京田辺市健康福祉部健康福祉政策推進室

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

法 → 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

運営基準 → 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

消防法施行令 → 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)

消防法 → 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

H12劳企第54号 → 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日 老企第54号)

H17厚生労働省告示第419号 → 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)

(基準条例)第23号 → 京田辺市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第23号)

(基準要綱)第51号 → 京田辺市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(令和元年告示第51号)

I 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 基本方針(地域密着型通所介護)	(1) 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第19条	第23号第59条の2	・運営規程	
1 基本方針(介護予防通所介護相当サービス)	(2) 指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第43条		

II 人員基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 従業者の員数	(1) 生活相談員について ()人				運営基準第20条	第23号第59条の3第1項(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 	
	<p>① 社会福祉法第19条第1項各号(社会福祉主事の資格要件)のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者か。</p> <p>※介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験が、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上の職歴を有する者であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	<p>② サービス提供時間帯において生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっているか。</p> <p style="text-align: center;">生活相談員の勤務時間数(合計) ()h ÷ サービス提供時間 ()h = () ≥ 1</p> <p>※提供日ごとに確保されていること。 ※専ら当該通所介護の提供に当たる者であること。 ※生活相談員の勤務時間数の合計(勤務延時間数)は、サービス提供時間内に勤務している時間数の合計数であること。勤務延時間数には「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」などを含めることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 看護職員(看護師又は准看護師)について ()人				運営基準第20条	第23号第59条の3第1項(2)		
	<p>① 単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員を1人以上配置しているか。</p> <p>※提供時間を通じて専従する必要はないが、提供時間を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図っていること。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図っている場合は、看護職員が確保されているものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

II 人員基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 従業者の員数	(3) 介護職員について ()人				運営基準第20条	第23号第59条の3第1項(3)		
	<p>① サービス提供時間帯において介護職員が勤務している時間数の合計数を、サービスの平均提供時間数で除して得た数が利用者が15人までの場合は1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上となっているか。</p> <p>【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】</p> <p>○利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数\geq平均提供時間数</p> <p>○利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数\geq[(利用者数-15)\div5+1]\times平均提供時間数</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 機能訓練指導員について ()人				運営基準第20条	第23号第59条の3第1項(4)		
	<p>① 1人以上配置しているか。</p> <p>② 訓練を行う能力を有する者が確保されているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、次のいずれかであること。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師又はきゅう師</p> <p>※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</p> <p>※日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務してもよい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(5) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。				運営基準第20条	第23号第59条の3第2項、第7項			
	<p>※利用定員が10人以下の事業所の場合 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

II 人員基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
2 管理者	(1) 管理者は、常勤職員を配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第21条	第23号第59条の4	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード	
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 ※原則は常勤、専従だが、事業所の管理上支障がない場合は当該事業所内の他職種、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事することができる。 ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合は、その職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名:() 職種名 : () 勤務時間:()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
3 利用定員(地域密着型通所介護のみ)	(1) 18人以下になっているか。 ()人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法8条第17項			

Ⅲ 設備基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
1 設備及び備品等	(1) 次の設備を有しているか。 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 静養室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 事務室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第22条	第23号第59条の5第1項	・平面図		
	(2) 食堂及び機能訓練室は次の基準を満たしているか。 ・それぞれ必要な広さがある。 ・合計面積が3㎡に利用定員を乗じた面積以上である。 $3\text{㎡} \times (\text{利用定員}) \leq (\text{現面積})$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第59条の5第2項(1)	
	(3) 相談室は、間仕切り等を設けることにより相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第59条の5第2項(2)	
	(4) (1)に掲げる設備は、専ら当該事業の用に供するものであるか。 ※ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(5) 事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に当該サービス以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該事業者に係る指定を行った市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(6) 設備に係る共用 当該事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースと事業所の機能訓練室を共用する場合、以下の条件に適合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	①当該部屋等において、事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
②事業所の機能訓練室等として使用される区分が、事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

Ⅲ 設備基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 設備及び備品等	(7) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされているか。 ・消火器(150㎡以上の延べ面積を有する場合) ・自動火災報知設備(300㎡の延べ面積を有する場合) ・消防機関へ通報する火災報知設備(500㎡の延べ面積を有する場合) ・避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識(いずれも) ・スプリンクラー設備(6,000㎡の延べ面積を有する場合。※平屋建を除く。) ・屋内消火栓設備(基準:700㎡の延べ面積を有する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法施行令 (別表1六(ハ) に該当)			

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 介護従事者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制等 <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況等 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の7準用	第23号第9条準用	・重要事項説明書 ・利用契約書(利用者又は家族の署名、捺印) ・苦情申立窓口 <input type="checkbox"/> 京田辺市 <input type="checkbox"/> 国民健康保険連合会 ・運営規程との不整合 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用	
	(2) 同意について書面で確認しているか。							
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定サービスの提供を拒んでいないか。 ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア. 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ. 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ. その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の8準用	第23号第10条準用	・サービス提供記録	
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の9準用	第23号第11条準用		
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の10準用	第23号第12条第1項準用	介護保険番号、有効期限等を確認している記録等	
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第12条第1項準用		

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
5 要介護(介護予防通所介護相当サービスの場合は要支援)認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護、要支援認定を受けていないときは、認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の11準用	第23号第13条第1項準用	・サービス提供記録	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるように援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第23条	第23号第59条の6準用	・サービス担当者会議の記録	
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の13準用	第23号第15条第1項準用	・サービス担当者会議の記録	
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第15条第2項準用
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の14準用	第23号第16条準用	・サービス提供記録	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の15準用	第23号第17条準用	・居宅サービス計画書 ・通所介護計画(利用者及び家族の署名、捺印)	
10 居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の16準用	第23号第18条準用		
11 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際には、居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等、これに準ずる書面に次の事項を記録しているか。 ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・保険給付の額 ・その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の18準用	第23号第20条第1項準用	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録	

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
11 サービス提供の記録	(2) 提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第20条第2項準用		
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われた額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第24条	第23号第59条の7第1項	*請求書 *領収書	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第59条の7第2項		
	(3) 上記の利用料のほかには、次の費用以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	H12老企第54号 H17厚生労働省告示第419号	第23号第59条の7第3項、第5項		
	① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用							
	② サービスに通常要する時間を超えるサービスであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常サービスに係るサービス費用基準額を超える費用							
	③ 食事の提供に要する費用							
	④ おむつ代							
	⑤ 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)							
(4) (3)の費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対しその内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第24条				

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
12 利用料等の受領	(6) 領収証に利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の20準用	第23号第22条準用	・サービス提供証明書控	
14 基本取扱方針(地域密着型通所介護)	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第25条	第23号第59条の8第1項		
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 第三者評価の実施 (有・無) 重要事項説明書への記載 (有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
14 基本取扱方針(介護予防通所介護相当サービス)	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第56条第1項		
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 第三者評価の実施 (有・無) 重要事項説明書への記載 (有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第56条第2項		
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第56条第3項		
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第56条第4項		
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第56条第5項		

IV 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
15 具体的取扱方針(地域密着型通所介護)	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第26条	第23号第59条の9(1)			
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の9(2)
	(3) 介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の9(3)
	(4) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の9(4)
	(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の9(5)
	(6) 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号第59条の9(6)
15 具体的取扱方針(介護予防通所介護相当サービス)	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(1)			
	(2) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第51号第57条(2)
	(3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は事業サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第51号第57条(3)
	(4) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第51号第57条(4)

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
15 具体的取扱方針(介護予防通所介護相当サービス)	(5) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(5)		
	(6) 介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(6)		
	(7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(7)		
	(8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(8)		
	(9) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(9)		
	(10) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は事業サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(10)		
	(11) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第51号第57条(11)		
16 サービス計画の作成(地域密着型通所介護)	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第27条	第23号第59条の10第1項	・居宅サービス計画 ・通所介護計画(利用者又は家族の署名、捺印)	
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の10第2項	・アセスメントシート	
	(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の10第3項	・モニタリングシート	
	(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の10第4項		

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
16 サービス計画の作成(地域密着型通所介)	(5) 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の10第5項		
	(6) 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所サービス計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
17 サービスの提供に当たっての留意点(介護予防通所介護相当サービス)	(1) 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第58条(1)		
	(2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第58条(2)		
	(3) 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を迫るサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第58条(3)		
18 安全管理体制等の確保(介護予防通所介護相当サービス)	(1) 利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第59条第1項		
	(2) 転倒等を防止するための環境整備に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第59条第2項		
	(3) 脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第59条第3項		
	(4) 利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第51号第59条第4項		
19 利用者に関する市への通知	<p>利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第3条の26準用	第23号第28条準用		

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
20 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第37条、第12条準用	第23号第53条準用	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録	
21 管理者等の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の11第1項		
	(2) 管理者は、従業者に、運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の11第2項		
22 運営規程	次に掲げる内容について定めているか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間、延長サービスを行う時間 <input type="checkbox"/> サービスの利用定員 (同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限) <input type="checkbox"/> サービスの内容(入浴、食事の有無等)及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第29条	第23号第59条の12	・運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届提出の有無 ・重要事項説明書との不整合 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用	
23 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めているか。 <input type="checkbox"/> 月ごとの勤務表を作成している <input type="checkbox"/> 次の項目が明確となっている ・日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ・管理者との兼務関係 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第30条	第23号第59条の13第1項	・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの)	
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスが提供されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の13第2項		
	(3) 従業者に対して研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の13第3項		

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
24 定員の遵守	利用定員を超えて指定サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第31条	第23号第59条の14	・業務日誌 ・国保連への請求書控え	
25 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立てているか。 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第3条に規定する消防計画 (これに準ずる計画を含む) <input type="checkbox"/> 風水害、地震等の災害に対処するための計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第32条	第23号第59条の15	・非常災害時対応マニュアル(対応計画) ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出	
	(2) (職員+利用者が30人以上の施設) 防火管理者を置き、消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせているか。 (職員+利用者が30人未満の施設) 防火管理の責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法第8条			
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員へ周知しているか。 <input type="checkbox"/> 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第32条			
	(4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) (4)の訓練を行うに当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
26 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第33条	第23号第59条の16第1項		
(2) 感染症の発生を予防し、及びまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(4) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、関係通知に基づき適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
27 掲示	事業所の見やすい場所に次の内容を掲示しているか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 勤務の体制 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <input type="checkbox"/> 苦情相談窓口、苦情処理の体制及び手順等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の32準用	第23号第34条準用		
28 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の33準用	第23号第35条第1項準用	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持契約書	
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第35条第2項準用		
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第35条第3項準用		
29 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第3条の34	第23号第36条準用	・パンフレット／チラシ	
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の35準用	第23号第37条準用		
31 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにしている。 <input type="checkbox"/> 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容について記載している。 <input type="checkbox"/> 苦情に対する対応の内容について事業所に掲示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の36準用	第23号第38条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル	
	(2) 苦情を受け付けた場合に、受付日及びその内容を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第2項準用		
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第3項準用		

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
31 苦情処理	(4) 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、市からの求めがあった場合にはその改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第4項準用		
	(5) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第5項準用		
32 地域との連携等	(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第34条	第23号第59条の17第1項		
	(2) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の17第2項		
	(3) 地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の17第3項		
	(4) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の17第4項		
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の17第5項		
33 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第35条	第23号第59条の18第1項	・事故対応マニュアル ・市、家族、介護支援専門員への報告記録	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第59条の18第2項	・再発防止策の検討の記録	
	(3) 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第59条の18第3項	・ヒヤリハットの記録 ・損害賠償保険加入の有無	

IV 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
33 事故発生時の対応	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 指定事業者は、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスにより事故が発生した場合は、(1)及び(2)に準じた必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第59条の18第4項		
34 会計の区分	事業者ごとに経理を区分するとともに指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条、第3条の39準用	第23号第41条準用		
35 記録等の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第36条	第23号第59条の19第1項		
	(2) 利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から所定の期間保存しているか。 (2年間保存) <input type="checkbox"/> サービス計画 (5年間保存) <input type="checkbox"/> 具体的なサービスの内容等の記録 <input type="checkbox"/> 利用者に関する市への通知に係る記録 <input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録 <input type="checkbox"/> 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の19第2項		

V 変更の届出							
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
変更の届出等	(1) 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届けているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5		
	(2) 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の10日以内に、その旨を市長に届けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			